

基本計画部会第3ワーキンググループ審議結果報告(案) (本文イメージ)

はじめに

基本計画部会第3ワーキンググループ（以下、第3WGとする。）においては、公的統計の整備を推進するために必要な事項（行政記録情報等の活用、統計リソースの確保及び有効活用等）を担当分野として、各府省における現行基本計画の取組状況を施策の効果に関する評価の視点に基づき、項目毎に評価するとともに経済・社会情勢の変化を勘案し、次期基本計画に向けた検討を行った。

以下に、WGで審議した結果を報告する。

1 統計作成の効率化及び報告者負担の軽減

(1) 行政記録情報等の活用

行政記録情報等の活用は、正確な統計作成のみならず、報告者の負担軽減や効率的な統計作成という観点からも、その重要性は高まっている。現行計画においても、おおむね計画に沿った取組が進められており、所期の目的を達成しているが、更なる取組の推進を図ることが必要である。

また、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（いわゆる「マイナンバー法」）の成立を受け、その動向の把握や統計における活用余地等を検討することも必要である。

このため、次期基本計画においては、以下の取組を推進していくことが必要と考える。

- ① 「行政記録情報等の活用についての確認・検討の原則化」及び「直接的な利用が困難な場合の特別集計による活用についての確認・検討の原則化」については、基本的な取組として更なる定着の促進を図る。
- ② 特別集計による税務データの活用については、現在実施中の検証結果を踏まえて、更なる活用の余地等を検討する。
- ③ 政府が保有する行政記録情報等の統計作成への活用について、オープン化の推進を図る観点から、「行政記録情報等の統計作成への活用に係る実態調査」の継続・充実を図るとともに、行政記録情報等の活用推進に関する課題を整理し、その課題解決に取り組む。

(2) オンライン調査の推進

2 統計リソースの確保及び有効活用

(1) 統計リソースの充実のための取組

(2) 調査体制の機能維持、国と地方公共団体の連携

(3) 統計職員等の人材の育成・確保

(4) 災害発生時等の備え

(5) 民間事業者の活用

3 統計調査環境の改善

(1) 統計ニーズの的確な把握

(2) 統計の品質保証活動の推進

(3) 統計に係る広報・啓発活動の充実等

(4) 統計リテラシーの向上

4 統計データの有効活用

(1) 調査票情報等の提供及び活用

(2) 政府統計共同利用システム等による統計データの共有・提供の推進